

郡山市債権管理基本方針

2018（平成30）年3月

郡山市

【目 次】

第1 基本方針の策定に当たって

- 1 背景と現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 課題の解決に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 基本方針の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2 郡山市債権管理基本方針

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 基本方針の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 対象債権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 6 基本方針の継続的な見直し・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 7 附則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第1 基本方針の策定に当たって

1 背景と現状

近年、各自治体では、厳しい財政状況における収入の安定的確保のため、収入未済額の縮減が大きな課題となっています。また、収入未済額を縮減する取組は、市民負担の公平性維持の観点からも、重要です。

本市でも、滞納整理を推進し市税等の歳入を確保するため、2006（平成18）年度に郡山市市税等滞納整理対策推進本部を設置、2014（平成26）年度に同本部を郡山市市税等徴収部門連絡会に移行し、徴収部門の連携を強化するとともに、収納課に滞納整理対策室を設置する等、滞納整理を推進し市税等の収入確保を図ってきました（表1参照）。

本市のこれまでの主な取組（表1）

年度	内容
2006（H18）	・郡山市市税等滞納整理対策推進本部設置 ・滞納整理対策室設置（収納課）
2007（H19）	・国保税徴収対策室設置（国民健康保険課）
2010（H22）	・国保税収納課設置 ・東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故発生
2013（H25）	・郡山市市税等徴収部門連絡会設置
2016（H28）	・ <u>債権¹管理²のあり方</u> 研究会設置
2017（H29）	・債権管理担当配置（収納課）、債権管理のあり方検討会設置 ・郡山市債権管理基本方針策定

1 債権

地方自治法第240条第1項の「債権」と同様の意味です。地方自治法第240条第1項は、「この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。」と規定しています。

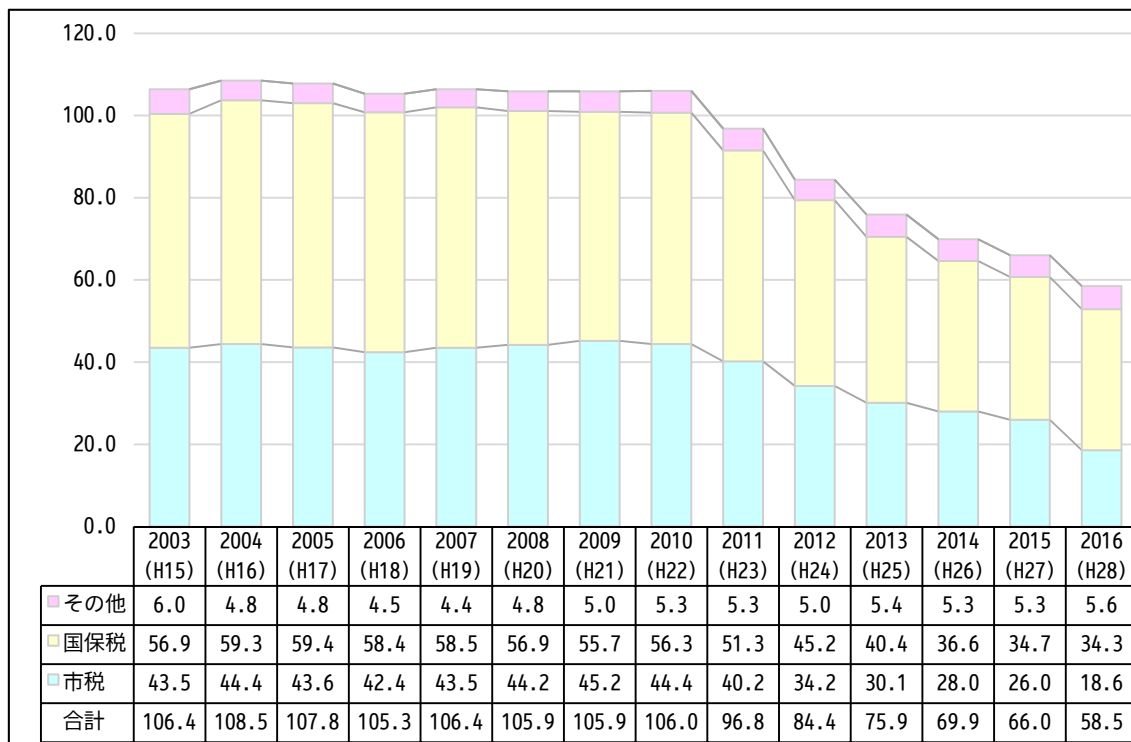
2 債権管理

債権について、債権者として行うべき保全、取立、内容の変更及び消滅に関する事項を管理することをいいます。

その結果、市税等の収入率を大きく向上させるとともに、2004（平成16）年度には約109億円（一般会計及び特別会計）あった収入未済額を2016（平成28）年度には約59億円まで減少させる等、大きな成果を上げているところです。（図1参照）

収入未済額の推移（図1）

【単位：億円】



※H19までは下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計（H20から企業会計へ移行）は含めていない。

※企業会計は、会計方法が異なるため含めていない。

一方、個別の債権の状況を見ると、債権の管理について地方自治法による法的枠組みはあるものの、市として統一した方法が確立されておらず、債権管理の取組は各債権を所管する部署により差があり、収入未済額の縮減が進んでいない状況です。（表2参照）

2016（平成28）年度決算における会計別収入未済額の状況（表2）

【単位：千円】

会計名	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	還付未済額 D	収入未済額 E=A-B-C+D	収入率 % F=B/A
一般会計	市税	49,580,095	46,979,873	742,811	1,655	1,859,066	94.8
	その他	126,345,187	125,983,838	9,535	42	351,856	99.7
国民健康保険 特別会計	保険税	10,515,753	6,764,278	329,261	10,464	3,432,678	64.3
	その他	30,962,135	30,953,563	0	5	8,577	99.9
後期高齢者医療 特別会計	保険料	2,348,430	2,317,176	7,743	4,469	27,980	98.7
介護保険特別会計	保険料	4,913,098	4,768,228	26,075	4,857	123,652	97.1
	その他	17,326,485	17,326,476	0	0	9	99.9
中谷地土地区画整理 事業特別会計	清算金	734	314	0	0	420	42.8
	その他	7	6	0	0	1	85.7
駐車場事業特別会計	使用料	159,960	157,306	0	0	2,654	98.3
	その他	113,182	113,161	21	0	0	99.9
総合地方卸売市場 特別会計	使用料	240,601	236,469	0	0	4,132	98.3
	その他	833,149	828,823	0	0	4,326	99.5
熱海温泉事業 特別会計	使用料	77,095	76,694	132	0	269	99.5
	その他	414,539	414,535	0	0	4	99.9
母子父子寡婦福祉 資金貸付金特別会計	貸付金	48,706	16,697	0	0	32,009	34.3
	その他	37,338	36,722	0	0	616	98.4
湖南簡易水道事業 特別会計	使用料	37,765	35,649	1,680	5	441	94.4
計		243,954,259	237,009,808	1,117,258	21,497	5,848,690	97.1

※企業会計は、会計方法が異なるため含めていない。

また、債権によっては、収入未済額が増加しているものや今後増加が見込まれるものもあることから、適正な債権管理のための環境の整備が必要となっています。

2 課題

2016（平成28）年度に設置した「債権管理のあり方研究会」において、債権管理状況の検証及び債権管理のあり方に関する調査研究を行った結果、本市の債権管理について次の課題があることが分かりました。

(1) 債権に関する法的理解が困難

債権管理には、幅広い法的知識³が必要となりますが、職員の理解が困難⁴であったり、不十分である状況があります。

(2) 事務手続に要する専門知識及びノウハウの不足

事務手続に関する統一的なマニュアル等⁵が存在せず、また、債権の所管課に債権を徴収する専任の職員がいないため、事務手続に必要な専門知識やノウハウが不足⁶しています。

³ 幅広い法的知識

債権管理は、地方公共団体の運営を定めた地方自治法、地方自治法施行令だけではなく、民法や商法等の民事実体法（権利義務の発生、変更、消滅の要件等の法律関係について規律する法律をいい、民法、商法、刑法等がこれに当たる。）、民事訴訟法や民事執行法等の民事手続法（権利、義務等の実現のためにとるべき手続や方法を規律する法をいい、技術的・手段的性格が顕著な規定が多い。）、さらに当該債権の根拠となる個別法や条例等、多くの法令に則って行う必要があり、幅広い法的知識が必要となります。

⁴ 理解が困難

地方自治法及び地方自治法施行令の規定は、債権管理の方法や時効制度等についてその適用関係が複雑で分かりにくいものになっています。

⁵ 統一的なマニュアル等

地方自治法、地方自治法施行令の規定は、債権管理の大綱や民法の特則等を定めていますが、具体的な行使方法が明らかではありません。このため、自治体において統一的な事務処理を行うためには、一定のルール化が必要となります。

⁶ 専門知識やノウハウが不足

他業務を兼任しながら債権管理を行っている場合、債権管理を行う時間を十分確保できない状況にあります。また、債権管理に関する民事実体法や民事手続法は、一般の自治体職員にはなじみが薄いことから、専門知識の習得が困難な状況にあります。更に、訴訟手続等⁶の法的措置は、その頻度が少ないことから、ノウハウも不足している状況にあります。

(3) 非効率的な事務管理

次のような債権は、事実上徴収することができませんが、その管理を続けており、非効率的な事務を行っている実態があります。

- ア 破産等により債務者が責任を免れた債権
- イ 調査を尽くしても債務者が所在不明である債権
- ウ 債務者が死亡し、かつ相続人及び保証人等が存在しない債権
- エ 時効期間が徒過している債権

3 課題の解決に向けて

本市の債権管理が抱える課題の解決に向けて、次の取組が必要であると考えられます。

(1) 債権に関する法的理解の促進

研修の実施や相談体制を整備することにより、法的理解を促進する必要があります。

(2) 事務手続に要する専門知識及びノウハウの共有

統一的なマニュアル等を整備するとともに、ノウハウを共有化する必要があります。

(3) 効率的な事務管理の促進

事実上徴収することができない債権は、最少の経費で最大の効果⁷を挙げるという地方自治法の考え方にに基づき、効率的に管理する必要があります。具体的には、議会の議決を得て債権を放棄する、又は債権管理条例を制定した上で債権を放棄する等の方法により、効率的な事務管理を促進する必要があります。

4 基本方針の必要性

以上のように、債権管理が抱える課題を解決し、適正な債権管理のための環境の整備が必要となっています。

また、上記取組は全庁的に行う必要があることから、債権管理に関する市の基本的な考え方や具体的な取組を示す基本方針を策定する必要性が生じています。

⁷ 最少の経費で最大の効果

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定しています。

第2 郡山市債権管理基本方針

1 策定の趣旨

収入の安定的確保と市民負担の公平性を維持するため、適正な債権管理を推進し、更なる収入率の向上及び収入未済額の縮減を図る全庁的な取組が必要です。

そのため、債権管理に関する市の基本的な考え方や具体的な取組を示す「郡山市債権管理基本方針」を策定します。

2 基本方針の位置付け

本基本方針は、地方自治法、同法施行令その他関係する法令の規定に基づき、債権管理において取り組むべき基本的な事項を定めたものです。

本基本方針に基づき債権を管理するため、今後、条例の制定等を行っていきます。

3 対象債権

本市が保有する全ての金銭債権を対象とします。

4 基本的な考え方

本市が抱える課題を解決するため、次の5つの基本的な考え方を柱とし、債権管理を行います。

(1) 適正な債権管理

法令等⁸に基づいた適正な債権管理を行うとともに、債権管理台帳を整備し、管理状況を正確に把握します。

(2) 新たな滞納の発生抑止

納期内納付の向上を図るとともに、滞納の累積を防止するため滞納者⁹には早期に督促・催告を行い、新たに発生する滞納の発生抑止に向けた取組を行います。

⁸ 法令等

法令とは、法律、政令及び省令並びに条例及び規則をいいます。また、「等」は、これらのほか、郡山市債権管理基本方針、債権管理に関する要綱、マニュアル等を含むことを意味しています。

⁹ 滞納者

本市の債務者でその納付すべき債務の納付の期限までに納付しないものをいいます。国税徴収法第2条第9号の滞納者の定義に準じて考えます。

(3) 滞納債権の整理

滞納原因や生活状況、納付資力を把握することによりの確な納付指導、法的措置等を実施し、その整理を図ります。

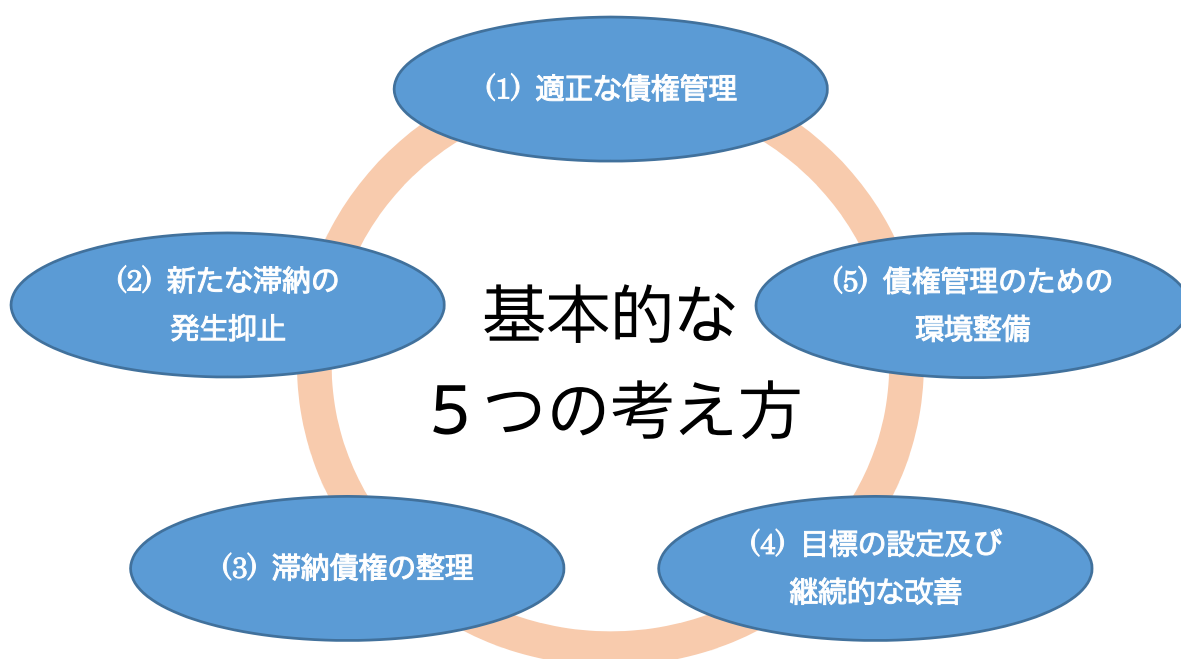
(4) 目標の設定及び継続的な改善

債権管理について具体的な取組目標を設定し、これを達成するために適切な債権管理を行います。

また、債権管理の取組状況を見直すことにより、継続的な改善を行います。

(5) 債権管理のための環境整備

職員が適正な債権管理を効率的に実施できるようにするため、債権管理に関する相談体制、マニュアルの整備等を行うとともに、債権管理に係る条例等の制定に向けた作業を進めます。



5 具体的な取組

(1) 適正な債権管理

ア 法令等に基づく管理

各債権に適用される法令等を正確に把握し、これに基づいて適正に債権を管理します。

イ 債権発生時の取組

(ア)必要な書面を取得する等十分な審査を行うことにより、正確な賦課処分、契約等を行います。

(イ)履行期限、納付方法等を十分周知することにより、滞納の発生を未然に防止するよう努めます。

(ウ)必要に応じて担保の提供又は保証人の保証を求めることにより、債権を保全します。

(エ)債務者や保証人に対し、債務不履行となったときには保証人に対して履行を請求することを書面等で説明します。

ウ 債権管理台帳の整備

(ア)債権の状況を正確に把握するため、債権額や履行期限、納付状況、交渉記録等の必要事項を記載した債権管理台帳を整備します。

(イ)管理の状況について常に点検・確認を行います。

エ 債権の保全

(ア)債務者の状況把握に努め、滞納者に財産がある場合は、差押え、民事保全の申立て等の措置を行うとともに、債務者の破産等により債権の申出ができる場合は直ちに当該措置をとり、債権の保全を図ります。

(イ)時効期間を正確に管理し、請求等¹⁰により債権が時効で消滅することを防ぎます。

¹⁰ 請求等

民法第 147 条に規定する時効の中断事由をいいます。なお、この場合の請求は、典型的には訴訟を起こして支払を求める場合のように、何らかの形で裁判所が関与する手続きが要求されます。

また、平成 29 年法律第 44 号により同条は全部改正が予定されていることに注意を要します。

(2) 新たな滞納の発生抑止

ア 納付しやすい環境づくり

(ア)納期内納付の向上を図るため、口座振替やコンビニ納付を導入している債権については、積極的に勧奨を行います。

(イ)その他の債権については、口座振替等の導入について検討します。

イ 滞納者への早期対応

(ア)初期対応を迅速かつ的確に実施することが滞納を増加させないことにつながるため、納期内に納付されない場合は、法令等に基づき、書面による督促手続きを行います。

(イ)督促後も滞納となっている場合は、速やかに文書・電話・訪問等による催告を行うとともに、納付交渉や納付相談を実施し、早期納付を促します。

(3) 滞納債権の整理

ア 生活状況や納付資力の把握

(ア)滞納発生の原因や生活状況の把握に努め、的確な納付指導等を行います。

(イ)法令の定めるところにより所得や財産等を調査・確認し、又は本人からの聞き取り等を行うことにより、納付資力を把握した上で適切な方針を決定します。

イ 法的措置の実施

財産があるにも関わらず、納付指導等を繰り返しても納付しない滞納者に対しては、滞納処分による差押え、民事保全の申立て、支払督促や訴えの提起、強制執行等の法的措置を実施します。

ウ 民間ノウハウの活用

滞納初期段階における電話呼びかけ業務等について、民間事業者がもつ専門性とノウハウを活用することは納付率向上のための有効な手段であることから、委託等を検討していきます。

エ 徴収の猶予等

一度に納付する資力がない場合等、直ちに徴収することが困難であると判断した場合には、法令に基づく徴収猶予や履行延期の特約等を検討し、適切に対応します。

オ 回収見込みがない債権の整理

次のような回収の見込みがない債権については、執行停止¹¹や徴収停止¹²、債権の放棄等の処理を適正に行います。

(ア)破産等により債務者が責任を免れた債権

(イ)債務者、保証人等の所在が不明である債権

(ウ)債務者が死亡し、かつ相続人及び保証人等が存在しない債権

(エ)債務者、保証人等に納付資力がない債権

(オ)債務者からの時効の援用により消滅する債権のうち、時効期間が徒過した債権

(4) 目標の設定及び継続的な改善

ア 各債権の進捗管理

債権を所管する部署において毎年度取組目標を設定し、進捗管理を行います。

イ 債権管理の継続的な改善

各債権の管理状況を所管部署へのヒアリング調査等により継続的に把握し、必要に応じて現状の見直しを行うことにより、取組の改善を図ります。

¹¹ 執行停止

地方税法第 15 条の 7 に規定する滞納処分¹¹の執行の停止をいいます。地方公共団体の有する債権のうち、強制徴収により徴収する債権が対象となります。

¹² 徴収停止

地方自治法第 240 条第 3 項及び地方自治法施行令第 171 条の 5 に規定する徴収停止¹²をいいます。地方公共団体の有する債権のうち、強制徴収により徴収する債権は、除かれます。

(5) 債権管理のための環境整備

ア 債権管理に係る条例等の制定

本市が保有する全ての金銭債権の管理を包括的に規定する条例等を制定することで、統一した手続き・基準を確立するとともに、破産等により債務者が責任を免れた債権等を放棄できる規定を設けることにより、適正な債権管理の推進と事務処理の効率化を図ります。

イ 相談体制及びマニュアルの整備

債権管理について常時相談ができる体制を整備するとともに、債権管理に関する標準的な事務処理手続を定めたマニュアルを整備し、職員が適正かつ効率的に債権を管理できるようにします。

ウ 人材の育成

債権管理を行う職員の知識・技術の更なる向上を図るため、債権管理に関する研修会等を実施します。

エ ノウハウの共有化

債権を所管する各部署のノウハウを組織的に整理・蓄積し、関係部署で共有することで、より効果的かつ効率的な債権管理を目指します。

6 基本方針の継続的な見直し

法令の改正、本市の債権管理に関する取組の進捗状況、社会情勢の変化による新たな課題の発生等に対応するため、基本方針の継続的な見直しを行います。

7 附則

この基本方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。